

都道府県・指定都市社会福祉協議会 事務局長 様

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 事務局長
〔公 印 略〕

**評議員の改選（評議員選任・解任委員会の開催時期の取扱い等）に係る留意事項について
（周知依頼）**

日頃より、本会の事業推進につきましてご尽力賜り深謝申し上げます。

さて、平成 28 年の社会福祉法人制度改革により、経営組織のガバナンスの強化の観点から、社協を含むすべての社会福祉法人に評議員会が必置とされました。

令和 3 年度に社会福祉法人制度改革以降初めて評議員の一斉改選が行われること（評議員の任期を定款で 6 年に伸長した社会福祉法人を除く）を踏まえ、今般、厚生労働省は、別添のとおり、評議員の改選に係る留意事項をとりまとめました。

この留意事項では、評議員選任・解任委員会の開催時期に関する具体的な取扱いが示されています。

つきましては、貴都道府県・指定都市内の市区町村社協に対して、評議員の改選の適正な運営について、周知いただきますようお願いいたします。

なお、「市区町村社協経営指針（第 2 次改定版）」（令和 2 年 7 月 31 日）では、市区町村社協の評議員会を「連携・協働の場」としての社協の役割を具体化するものとして位置付けています。地域の中の幅広い意見を反映し、地域社会の総意をもって地域福祉を推進できるよう評議員会の構成に留意することについても、あらためて周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 送付内容

- (1) 「評議員の改選（評議員選任・解任委員会の開催時期の取扱い等）に係る留意事項について」（令和 3 年 1 月 27 日付 厚生労働省社会・援護局福祉基盤課事務連絡）
- (2) 〔参考資料〕「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」（平成 29 年 4 月 27 日付 雇児発 0427 第 7 号・社援発 0427 第 1 号・老発 0427 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長及び老健局長連名通知（最終改正：令和 2 年 9 月 11 日））
※ 同通知の別紙「指導監査ガイドライン」の「I 法人運営 3 評議員・評議員会 (1) 評議員の選任」（6～9 頁）もあわせてご確認ください。

【問合せ先】

全国社会福祉協議会 地域福祉部（担当：岡崎、水谷）
〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル
TEL：03-3581-4655 ／ FAX：03-3581-7858
E-mail：z-chiiki@shakyo.or.jp